

— お詫びと訂正 —

「2017年度研究大会プログラム・報告要旨集」におきまして誤植ならびに欠落がございました。ここに訂正して、深くお詫び申し上げます。

1)

8 ページ 5 行目（討論者名の欠落）

【追加】前田健太郎（東京大学）

2)

13 ページ 7 行目（報告者名の誤植）

【誤】MAMMAD OVALIBAY

【正】MAMMADOV ALIBAY

3)

17 ページ 24 行目（討論者名の欠落）

【追加】辻由希（東海大学）

4)

報告要旨の掲載漏れ

以降のページに改めて掲載させていただきます。

## 若年有権者の投票行動における「就業」の効果

相良 友哉

(筑波大学大学院)

日本政治が語られるうえで、長らく議論されてきた問題のひとつに「若者の政治離れ」がある。一般的に、その議論の中で想定されている「若者」は、年齢集団に基づいた同年代の「若者」である。しかし、実際には、同年代の若者が皆一様に同じような価値観や行動様式を持っているとは限らない。したがって、「若者と政治」の問題をより深く理解するためには、年代をより細分化し、年齢以外の属性も含めた視点からの検討も必要であるだろう。

そこで本研究では、若者の一類型として、政治社会に足を踏み入れた初期段階にある 20 代有権者に焦点を当てる。多くの人にとって、20 代というのは学生から社会人へと大きく環境が変化する時期である。これを踏まえ、20 代有権者を 3 つのグループに細分化し、それぞれ、①就業の有無により投票行動に違いが見られるか、②就業の有無により政治意識に違いがみられるか、について仮説を立てて計量的手法で分析を行った。

仮説を検証するために用いたのは、中央調査会によって 2013 年 12 月に実施された「有権者の団体所属と政治意識に関する全国調査」で得られたデータセットのうち、20 歳～29 歳までのサンプル (N=142) である。

検証の結果、① 20 代有権者における参院選投票要因として「就業の有無」が十分な説明力を持っていること、②就業者が多いグループは投票率が高いこと、③就業者が多いグループはより多様な政治意識をもっていること、が明らかになった。これらの結果を総合的に考えると、若い有権者が政治的な態度や行動を習得する際には企業からの影響を受けやすいのだと結論付けることができるだろう。

ただし、本研究では若者の意識や行動に影響を与えうる就業以外のさまざまな要因について、十分に検討することが出来ていない。また、投票以外の政治行動についての検討もできていない。これらは、今後の研究において検討すべき課題として残されている。

## 地方自治法制における議員立法の意義と課題

小西 敦  
(京都大学)

議員立法については、我が国の国会において、改革の主要なテーマの一つとして、たびたび取り上げられてきた。一方で、議員立法に対しては、制定過程、内容、立法技術などの面から、冷徹な見方も存在する。

本報告では、地方自治法制において議員立法が持つ意義とその課題を提示する。

ここで、地方自治法制とは、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）を改正する法律とし、議員立法とは、衆参両議院の議員又は委員会が、国会に提出して、成立した法律と定義する。

昭和 22 年の地方自治法制定以来、平成 28 年末までの間で、地方自治法を改正する法律は、465 件あり、そのうち 14.8%、69 件が議員立法である。

議員立法については、豊富な先行研究がある。その内容は、(1) 議員立法の全体の変遷を追うもの、(2) 議員立法の全体について特徴、課題及び改革案等を論ずるもの、(3) 個々の議員立法の事例を研究するもの、の 3 種類に大別できる。(3) の事例研究では、一つの改正法や新規立法を、その立法過程を中心に研究するものが多い。

本報告は、事例研究の一種であり、これらの先行研究の知見に対して加えるものはわずかではあるが、地方自治法という一つの法律に関する累次の改正における議員立法を考察する点に先行研究との違いがある。

主な報告内容は、以下のような項目を予定している。

- 1 地方自治法改正法における議員立法の量的な考察－提出時期・提出主体・議員立法全体の傾向との比較検討－
- 2 地方自治法改正法における議員立法の質的な考察－内容面の検討－
- 3 上記の考察から導出される地方自治法改正法における議員立法の意義と課題

## ナゴルノ・カラバフをめぐる4日間戦争

### ——その背景と大国ファクター

MAMMADOV ALIBAY

(北海道大学文学研究科 スラブ・ユーラシア研究センター)

ナゴルノ・カラバフ紛争とは、アゼルバイジャンの一部であるナゴルノ・カラバフ自治州の帰属をめぐる、アゼルバイジャンとアルメニアとの間で起こった領土問題である。

ナゴルノ・カラバフ自治州の帰属をめぐる問題は、第一次世界大戦後からあり、1921年7月にはボリシェヴィキによって、ナゴルノ・カラバフのアゼルバイジャンへの帰属が決定された。しかし、アルメニア側には不満が残った。アルメニア側は幾度となくソ連中央政府に対して、この地域のアルメニアへの帰属変更を要求したが、この訴えは認められなかった。

1992-93年、激しい戦争の結果、ナゴルノ・カラバフ自治州と同自治州と関係のないアゼルバイジャンの7つの地区がアルメニア国軍の手に落ち、現在に至るまで現地のアルメニア人勢力の実効支配下に置かれている。

1994年5月に停戦協定が締結された後、和平交渉も幾度となく行われたが、何の進展もなく、現在に至っている。そのような状況下で、停戦協定から22年経った2016年4月上旬、アゼルバイジャンとアルメニアとの間で、大規模な衝突、いわゆる「4日間戦争」が起こり、数多くの死者が出た。

バクーでは、この衝突はアゼルバイジャンの集落がアルメニア軍の攻撃を受け、アゼルバイジャン側も反撃せざるを得なかったことから勃発したものと捉えられている。他方で、多くのオブザーバーは、これはアルメニア軍側の防衛力を調査するためのアゼルバイジャン側の試みのみから勃発したものであり、これによりアゼルバイジャンは領土を返還する意思はなかったと捉えている。

以上の点にかんがみ、本稿の目的は、次の問題点を明らかにすることにある。

いったいなぜ停戦協定から22年経った2016年4月に大規模な衝突が勃発したのか。これは、予期せぬ衝突だったのか、予防策はなかったのか、どの国の利益に繋がったのか。

また、この衝突に対する大国の反応に注目したい。

## 1960年代欧州における国家・企業関係——エアバス設立の事例

河越 真帆

(神田外語大学)

本報告は、欧州の航空機メーカーであるエアバスの設立に至るまでの政治過程を追跡することを目的とする。

1960年代の欧州では民間航空機の開発および製造を目指すにあたって、アメリカとの競争を意識し、欧州内での国境を越えた産業間の連携が図られた。本報告では、欧州での航空機産業の設立に際し、国家主導による産業育成政策がいかなるものであったかを明らかにする。国家は、航空宇宙産業に関連する企業にとってスポンサーやオーナーであるとされるが、具体的に英国とフランスと西ドイツ政府が新規企業であるエアバスをどのように政治的・財政的に主導したかを記述する。

1965年7月にスタディグループが西ドイツで結成されたことに続いて、同年10月21日と22日の両日で、主要な欧州航空会社と航空機製造会社の代表が航空に関するシンポジウムに出席し、大量航空輸送時代に対応するための将来の新世代旅客機の必要性に関して意見交換を行ったことが端緒である。この頃、英国とフランス政府は、アメリカによる民間航空機市場の独占を打破する目的で欧州共同開発の協議を開始した。1966年7月には、英国とフランスに加え西ドイツ政府が欧州での航空機産業の共同開発に合意し、これ以降3カ国政府は共同プロジェクトに参加する企業の決定に着手した。1970年には、フランスの法に基づく経済利益団体（GIE: Groupement d'intérêt économique）の形態をとる各企業の参加によりエアバス・インダストリー社（Airbus industrie）が設立された。

本事例の国家・企業関係（政・産関係）が示唆するものとは何か。現在は米国ボーイング社と並ぶ二大航空機メーカーのひとつとなったエアバスの創生期での両者の関係を追跡することによって、産業育成のための制度構築のメカニズムを探求したい。

## 都市レジーム研究と現代アメリカ都市政治研究の動向

鈴木 隆志

(日本大学法学部)

都市レジーム (Urban Regime) 研究は、1980年代頃から用いられ、1980年代後半にクラレンス・ストーン (Clarence N. Stone) によって確立された。

1960年代以降、アフリカ系アメリカ人や女性など政治参加する人々の多様化及びそれに伴う利益の多様化が進んだアメリカの都市政治の分析を都市レジーム研究は可能にした。

都市レジーム研究は、アメリカ都市政治 (Urban Politics) 研究において、市政改革運動期などに行われた初期の研究、エリート主義論者 (Elitists) と多元主義論者 (Pluralists) による地域権力構造 (Community Power Structure) 論争などの研究にかわる新しい研究の流れであることが指摘できる。そして、現在でも、都市レジーム研究は、アメリカ都市政治研究における中心的な理論とされている。

1980年代以降も、都市は、情報や交通、輸送等の技術革新、グローバル化による産業構造の変化、所得などの格差の拡大等の変化を経験してきた。1960年代以降の都市の状況の変化によって新たな分析概念として登場した都市レジーム研究ではあるが、その後も都市の状況は変化したにもかかわらず、なぜ、現在でも中心的な理論として扱われているのかは十分明らかにされていない。

本研究では、なぜ都市レジーム研究がアメリカの都市政治研究において、中心的な理論として受け入れられるに至ったのかについて明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、都市レジーム研究の確立に至るまでにどのような理念のもと研究が行われたのか、いかなる研究の影響を受け形成されたのか、すなわち都市レジーム研究の基礎についての考察を試みる。

そして、現在に至るまでに研究の理念や方法等の変化があったのか否かなどを考察し、現在のアメリカ都市政治研究における都市レジーム研究の意義について考察を試みる。